

脱炭素型農業実現のためのパイロット研究プロジェクト

(1) 事業概要

気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生する中、国際社会は気候変動対策の強化の必要性を共有しており、気候変動の進行を抑えるため、我が国をはじめ、各国ではカーボンニュートラルに向けた脱炭素社会への転換が求められています。農業は、温室効果ガス（GHG）の排出源である一方で、炭素吸収源としての大きなポテンシャルに期待が寄せられており、脱炭素化に向け、GHG 排出削減・炭素吸収といった気候変動緩和技術（以下、「緩和技術」という）を早期に社会実装するとともに、更なる削減等に向けた革新的技術の開発が急務となっています。しかし、農業分野における緩和技術の導入は、取組の主体となる農業者がメリットを得られにくいことが課題となっており、生産性の向上等、農業者の視点に立った技術の開発が必要になっています。

本事業では、研究者、農業者、自治体等が連携し、GHG 排出削減等と生産性向上を両立する緩和技術を実装スケールで開発するとともに、緩和技術を最適化するための研究を行います。

(2) 公募研究課題の研究開発内容、目標等

ア 研究開発の具体的内容

- a. 農業（水田、畑地、畜産、施設園芸等）、農村地域での再生可能エネルギー活用等の GHG 排出削減及び炭素吸収量の拡大に資する技術について、試験圃場では困難な課題の解決と地域の特性に応じた生産システムの構築を一体的に実施するため、パイロット地区を設定し、実装スケールでの技術開発を行います。
- b. GHG 排出削減量・炭素貯留量、投入コスト、作物収量、周辺環境等への影響を評価し、GHG 排出削減と生産性の向上等を両立するよう緩和技術を最適化します。

イ 達成目標（最終目標）

令和 7 年度までに、

- a. 生産現場への導入が最適化された緩和技術等を 5 種以上開発します。
- b. 脱炭素型農業の展開の核となる拠点地域を 1 か所以上構築します。

ウ 研究実施期間（予定）

令和 3 年度～令和 7 年度（5 年間）

エ 令和 3 年度の委託研究経費限度額

100,000 千円

〈留意事項〉

- ・研究グループ（コンソーシアム）に参画する研究者及びその分担内容は、真に達成目標の実現に資するものに限ることとし、それぞれがどのように目標の達成に貢献するのか、応募書類の中で記述して下さい。
- ・パイロット地区は、地域としてまとまりのある範囲を設定し、研究者、農業者、土地改良区、自治体等が緊密に連携し、各種の緩和技術の開発を行うとともに、研究終了後には脱炭素型農業の展開の拠点として普及活動を行うこととします。
- ・（２）イ 達成目標（最終目標）a. で示す「生産現場への導入が最適化された緩和技術等を５種以上」とは、水田、畑地、畜産、施設園芸等のうち少なくとも３種以上の排出源または吸収源における緩和技術を開発するものとします。
- ・生産現場の意見を十分に反映した技術とするため、コンソーシアムに「農林漁業者等」、「普及・実用化支援組織」を加えることとし、当該普及・実用化支援組織は本技術の普及に努めてください。
- ・コンソーシアムに求める要件における「農林漁業者等」には、農業関係団体及び都道府県の公設試験場（地方独立行政法人を含む）を含めることとします。
- ・実証試験を行う場合、その計画において実施規模、場所、体制について明記してください。また、開発した技術の普及拡大に向けた標準化のため、必要に応じてパイロット地区とは気候や土壌等の条件が異なる試験地を設定し、データ収集、技術の実証を行ってください。
- ・本課題では別紙２－６のとおりデータ方針を定めておりますので、データ方針に基づきデータマネジメント企画書を作成してください。

（３）委託件数

原則１件とします。

（４）問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

○ 公募研究課題について

農林水産技術会議事務局 研究開発官（基礎・基盤、環境）室

担当者 桐、山元、真庭

TEL：03-3502-0536

FAX：03-3502-4028

○ 契約事務について

大臣官房予算課契約班 担当者 若山

TEL : 03-6744-7162

FAX : 03-6738-6158

「脱炭素型農業実現のためのパイロット研究プロジェクト」
の公募に係る審査基準

審査項目	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: center;">各審査項目について、次の４段階で審査を行う。 A（１０点）、B（７点）、C（３点）、D（０点）</p>	
研究開発の趣旨	農林水産省が示した研究開発目標及び研究計画の方針との整合性があるか。	<p>A：十分に整合性がとれている。</p> <p>B：一部に整合性がとれていない箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとることが容易であると認められる。</p> <p>C：整合性がとれていない箇所が多数見られる。または、一部であっても、重要な点について整合性がとれていない。</p> <p>D：ほとんど整合性がとれていない。</p>
研究開発計画	農林水産省が示した研究開発目標及び研究計画の達成に向けて十分な内容となっているか。	<p>A：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。</p> <p>B：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。</p> <p>C：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。</p> <p>D：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。</p>
	提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が科学的・技術的に優れているか。	<p>A：科学的・技術的に優れている。</p> <p>B：科学的・技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点も見受けられない。</p> <p>C：やや不十分な点が見受けられる。</p> <p>D：科学的・技術的に劣っている。</p>
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	<p>A：十分実現可能性が高い。</p> <p>B：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。</p>

		<p>C：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。</p> <p>D：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。</p>
研究開発体制	<p>提案の研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。</p>	<p>A：十分な技術能力及び設備を有している。</p> <p>B：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。</p> <p>C：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。</p> <p>D：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。</p>
	<p>研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか（データ方針に基づいたデータマネジメント企画書が作成されているかを含む）。</p>	<p>A：実施体制、管理能力とも十分優れている。</p> <p>B：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。</p> <p>C：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。</p> <p>D：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。</p>
研究開発経費	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。</p>	<p>A：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。</p> <p>B：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考</p>

		えられる。 C：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。 D：予算配分が明らかに非効率である。
情報管理実施体制	本事業に係る保護すべき情報を適正に管理する体制を有しているか。	A 特に優れた体制を有している。 B 十分な体制を有している。 C 十分な体制を有しているとはいえないが、事業実施には支障がないと認められる。 D 十分な体制を有していない。
技術の普及可能性	研究成果の実用化・事業化、普及に向けた戦略は明確であり、その実現の可能性はあるか。	A：実現の可能性が十分高いと考えられる。 B：実現の可能性が高いと考えられる。 C：実現の可能性が低いと考えられる。 D：ほとんど実現が見込まれない。

<加算基準>

加算項目	加 算 基 準 以下に該当する場合、平均点に加算を行う。	
中山間地域における取組	研究開発を行う場所、圃場等に中山間地域に所在するものが含まれているか。	含まれている場合 5点
ワーク・ライフバランス等の推進	ワーク・ライフバランスを推進する企業として、右記（（1）～（3））の法令に基づく認定を受けているか。	（1）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定 ・プラチナえるぼし 5点 ※1 ・えるぼし3段階目 4点 ※2 ・えるぼし2段階目 3点 ※2 ・えるぼし1段階目 2点 ※2 ・行動計画 1点 ※3

		<p>※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定</p> <p>※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。</p> <p>※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業者に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定企業 4点 ・くるみん認定企業（新基準） 3点※4 ・くるみん認定企業（旧基準） 2点※5 <p>※4 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準に基づく認定</p> <p>※5 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の認定基準又は同令附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定</p> <p>(3) 青少年の雇用の推進等に関する法律に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定 4点 <p>※6 各研究機関等が(1)～(3)のうち複数の認定に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う（最高5点）。また、研究グループ（コンソーシアム）で応募した場合は、代表者及びその構成員の中で複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。</p> <p>※7 各研究機関等が(1)～(3)のどれにも該当しない場合は0点とする。</p>
--	--	--